

スチュワードシップ活動の概要

2017 年

2017 年 11 月 22 日

りそなアセットマネジメント株式会社

弊社は責任ある投資家として受託者責任を果たしていくために、スチュワードシップ活動を適切に行っていくことが重要であると考え、2017年6月に「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れることを表明しました。本原則の趣旨をふまえ、2016年7月～2017年6月のスチュワードシップ活動の内容について以下の通りご報告します。

1. 議決権行使基準の変更

投資信託財産等で保有する株式の議決権行使基準は、企業のガバナンスの状況、法改正などを考慮しながら随時見直しを図っております。直近では議決権行使結果の個別開示開始に合わせ、賛否についてあいまいな表現をやめ、何に・誰に対する賛否なのかを明確化し、また以前は開示していなかった行使基準についてもすべて開示することとしました。

主要な変更点について変更理由等を説明します。

① 社外取締役の減員、社内取締役の増員

従前の「社外取締役を減員することは望ましくない」から、「合理的かつ納得性ある説明なく社外取締役を減員した結果、改選後の独立した社外取締役の比率が20%を下回る場合、代表取締役の選任に反対する」に変更しました。

また「取締役数の増員は十分な説明を求める」から、「合理的かつ納得性ある説明なく社内取締役を増員した結果、改選後の社内取締役が10名を超え、かつ独立した社外取締役の比率が20%を下回る場合、代表取締役の選任に反対する」に変更しました。

これまでは、合理的かつ納得性ある説明がなく社外取締役の減員、社内取締役の増員を行う場合、反対票を投じてきました。このような対応では、

企業活動の柔軟性を損なう可能性があるとは判断し、重要なのは改選後のガバナンス体制であることから、一定の水準内での増減員であれば賛成することとしました。

② 監査役、社外監査役の減員

これまでは、監査役、社外監査役の減員があった場合、社内監査役の選任案に反対票を投じてきました。しかしながら、監査役を含めたガバナンス体制構築責任は取締役会にあることを勘案し、代表取締役の選任案に反対することとしました。

③ 社外役員独立性判断基準の明確化

判断基準を詳細に開示するとともに、クーリングオフ期間を明確化しました。また取引先の定義も明確化しました。

④ 株主提案の判断にあたり考慮項目の追加

株主提案の判断にあたり、以下の文言を追加しました。

「判断にあたっては、議決権の行使基準を通じて弊社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮する。

株主提案には、社会・環境問題に関する事項から多様な分野での事項が含まれる。株主提案を判断するにあたり、中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討する。」

株主提案の判断は定量よりも定性判断に負うところが大きく、例えば剰余金処分案では会社側提案と比較した配当性向の高低に判断が引きずられるなど、局面によって判断がぶれる可能性があります。こうした可能性を回避するために、株主提案の条件が会社提案に優っていても、会社側提案が弊社行使基準を満たしているかをベースにまずは判断することとしました。

⑤ 取締役選任における低 ROE 基準、下位 10%から 25%へ

「効率的な企業経営が行われていない企業(3年連続 ROE が 5%未満)の

中で、業種別で ROE が 3 年連続下位 25%（従前は下位 10%）である企業の取締役選任にあたっては、合理的かつ納得性ある説明がなければ、在任 3 年以上の代表取締役に反対する」に変更しました。

資本効率に関する基準は、導入当初の基準から徐々に引き上げを行ってきております。企業の資本効率改善への意識は高まってきておりますが、引き続き低資本効率である企業に対しては議決権行使を通じて改善への働きかけを行います。

⑥ 財団設立・支援を目的とした第三者割当による自己株式処分の基準新設

財団設立/自己株式の第三者割当を実施する企業が増えたため、行使基準を明確化しました。以下のポイントをベースに賛否を決定しました。

- ・ 財団活動内容が妥当であり中長期的に株主価値向上に資すると判断できる
- ・ 安定株主化懸念の低減（第三者割当株式数/自己株式を除く発行済み株式数が 3%以内、議決権を不行使あるいは信託受託者がスチュワードシップ責任に基づき策定した基準で行使）

⑦ 社外取締役等への株式報酬

中長期目線で経営に参画することを目的に、業績に連動せず、かつ過度な支給とならない範囲での社外取締役等への株式報酬に賛成することとしました。

また賞与は単年度の業績連動報酬と位置づけ、従前は賛成していた社外取締役等への賞与支給は反対に変更しました。

2. 議決権行使結果

議決権行使基準に基づき保有する国内株式についてはすべて議決権行使を行っています。2016年7月から2017年6月に開催された株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）は以下のようになっています。

1) 会社提案

	賛成	反対	合計	反対比率
剰余金処分案等	1,106	53	1,159	4.6%
取締役選任	1,332	488	1,820	26.8%
監査役選任	932	129	1,061	12.2%
定款一部変更	424	17	441	3.9%
退職慰労金支給	99	61	160	38.1%
役員報酬額改定	443	86	529	16.3%
新株予約権発行	70	23	93	24.7%
会計監査人選任	29	0	29	0.0%
組織再編関連（※1）	33	0	33	0.0%
その他会社提案（※2）	255	72	327	22.0%
内、買収防衛策	42	67	109	61.5%
合計	4,723	929	5,652	16.4%

（※1） 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（※2） 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等

2) 株主提案

	賛成	反対	合計	賛成比率
合計	3	134	137	2.2%

【会社提案】

会社提案に対する反対比率は全体で 16.4%になりました。

注目された議案として、財団への自己株式割り当て（1株1円）があります。弊社では3企業からの提案を審議、1企業の提案に反対しました。①財団活動と株主価値向上の関係に懸念がある、②割当株数が弊社基準よりも過剰、③議決権行使についての開示がない、などにより反対しました。

取締役への報酬議案では、中長期の業績連動報酬や株式報酬の提案が増加しました。反対した理由では、①株式付与が過大、②権利確定・譲渡制限期間が短い等があげられます。

相談役を新たに規定する定款変更は3企業から提案されました。3議案とも取締役を兼ねる相談役の新規設定であるため賛成としました。

【株主提案】

株主提案に対する賛成比率は全体で 2.2%になりました。

賛成した議案はすべて剰余金処分に関する株主議案でした。会社提案の剰余金処分が弊社の基準に抵触しているところに株主からの配当の増額の提案があったことから、バランスシート、キャッシュフローへの影響等を検討し、賛成としました。

3. 個別議案毎の行使結果の開示

個別の投資先企業ごとかつ個別の議案ごとの開示を2017年4月以降6月までの株主総会開催分から弊社HP上に開示しました。今後は、四半期ごとに開示する予定です。

議決権行使結果、行使の概要については開示資料をご参照ください。

<http://www.resona-am.co.jp/util/giketuken.html>

以上